平成２１年（フ）第５１０号
神奈川県相模原市麻溝台８丁目30番８号
債務者　藤江　紘子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５１２号
神奈川県相模原市上鶴間本町８丁目10番２号
債務者　小菅　純孝
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５１３号
神奈川県相模原市古淵４丁目31番５号　エステートピア．ラ．シェール102
債務者　石垣　隆博
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５１４号
神奈川県相模原市星が丘２丁目13番３号　星ケ丘マンション307号
債務者　宍戸　　勉
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５１６号
神奈川県相模原市田名4341番地３
債務者　望月　友幸
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３５０号
北海道旭川市末広４条12丁目４番19号　エンブレム２－Ａ、申立時の住所北海道旭川市末広４条９丁目７番11号
債務者　佐藤　一也
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５５号
北海道旭川市豊岡７条１丁目２番14号　古賀マンション１階
債務者　鈴木　一光
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２９号
北海道旭川市豊岡９条３丁目４番10号
債務者　関　　格
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５３０号
北海道旭川市豊岡９条３丁目４番10号
債務者　関　紀美子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５３６号
北海道旭川市忠和４条７丁目４番18号
債務者　渡邊志津江
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６４８号
横浜市青葉区美しが丘５丁目29番地５　美しが丘アーバン103
債務者　根本　清美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７２７号
横浜市中区寿町２丁目８番地８　ホテル山榮520号室
債務者　宮本　好夫
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７８０号
神奈川県大和市桜森３丁目12番４号シャルムウッド206号
債務者　岡堂　智子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８５１号
横浜市都筑区仲町台１丁目32番21―404号
債務者　柳本　奈央
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４７７号
神奈川県相模原市相模原５丁目11番１号　ライオンズマンション相模原第７　801号
債務者　佐藤　愛里
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月24日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部